

商品概要説明書

J A 農機ハウスローン

(平成 27 年 9 月 29 日現在)

| | |
|-------------------|---|
| 商品名 | J A 農機ハウスローン |
| ご利用 いただける 方 | <p>【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員 (正組合員・准組合員) であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が 70 歳以下の方。 ※ 最終償還時の年齢が 71 歳以上の方は、農業後継者を連帯債務者とさせていただきますことがあります。 ○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。) ○ 自己の住宅 (家族名義を含む。) または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内の居住が 1 年以上の方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方。 ○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ富山県農業信用基金協会の求償債務者でない方をいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員 (正組合員・准組合員 (正組合員が主たる構成員となっている営農組合組織等を含む)) であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ※ 法人格を持たない団体の方の場合は、原則として代表者等を連帯債務者とさせていただきます。 ○ 原則として三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○ 設立後 1 年未満の場合、役員・構成員 (常勤役員) の前年度税込年収が 150 万円以上あること。 ○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ富山県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農機具の購入 (中古農機を含む。)、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。 ○ パイプハウス等資材、建設費用。 ○ 発電・蓄電設備の取得資金 ○ 格納庫建設資金。 |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1,800 万円以内かつ、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,800 万円を超えることはできません。 |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として 1 年以上 10 年以内 (据え置き期間 3 年以内) とします。 |

| | |
|--------------------|---|
| | ○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。 |
| 借入利率 | ○ 当 J A 所定の利率といたします（固定金利または変動金利）。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。 |
| 借入方式 | ○ 証書借入とします。 |
| 返済方法 | ○ 元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6 か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。 |
| 担保 | ○ 原則として、担保は不要です。 |
| 保証 | ○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 |
| 保証料 | ○ 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.4～0.6% です。 |
| 手数料 | ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,400 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部（電話：076-472-5482）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 J A バンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811） |
| その他 | ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として富山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 |